

ASHIGIN WEALTH REPORT

2026.7.31
VOL. 33



寄付について

お客さまがこれまでに形成されたご資産を、将来どのようにご家族や社会へ承継するかを検討される場面が増えていきます。相続による承継に加え、医療機関・教育機関・地域活動団体などへの寄付を通じた社会貢献も、有力な選択肢の一つです。本レポートでは、金融資産の寄付について、生前寄付と遺贈寄付の概要、税制面の基本的なポイントおよび準備の進め方を簡潔にご紹介いたします。



1. 寄付とは何か

(1) 寄付の意味

寄付とは、お金や物品を無償で提供し、社会的・公共的な目的に役立ててもらう行為をいいます。個人や法人が自らの意思により、国・地方公共団体、非営利団体、学校、医療機関、社会福祉法人、宗教法人などに対して行うものであり、営利目的ではなく社会貢献を目的とする点が特徴です。災害時の義援金や被災地支援金なども寄付に含まれます。一定の資産を保有されるお客さまの中には、家族への承継とあわせて、社会への承継として寄付を位置付けるケースも見られます。

(2) 寄付が注目される背景

近年は、社会課題への関心の高まりに加え、ふるさと納税制度や認定NPO法人・特定公益法人への寄付金控除など、寄付に対する税制上の優遇措置が整備されてきました。これにより、一定の条件を満たす寄付について、所得税や法人税の計算上、寄付金控除が認められる場合があり、社会貢献を税制面から支援する環境が整いつつあります。

(3) 代表的な寄付先と選び方

代表的な寄付先として、以下が挙げられます。

- ・国および地方公共団体、公益社団法人・公益財団法人
- ・その他公益を目的とする事業を行う法人・団体（財務大臣指定）
- ・教育・科学・文化・社会福祉の向上に寄与する特定公益増進法人等

寄付先を選ぶ際には、活動目的がご自身の考え方に合致しているか、活動実績や事業報告が公表されているか、資金の使途や情報開示が適切か、といった点を確認されることが重要です。



2.生前寄付と遺贈寄付

(1)生前寄付と遺贈寄付の違い

生前寄付は、ご本人がご存命のうちに、自らの財産の一部を特定の団体等へ寄付するものです。これに対し遺贈寄付は、遺言書や信託契約書等により、ご本人が亡くなった後に、財産の一部または全部を特定の団体等へ譲り渡すことを定めるものです。遺贈寄付の場合は、遺言や契約書の中で対象財産や寄付先を明確にしておく必要があります。

(2)生前寄付・遺贈寄付の主な特徴

生前寄付には、ふるさと納税等の特定の寄付について所得税や住民税の控除が利用できる場合があること、生前に寄付を行うことで将来の相続財産が減少し、相続税負担の軽減につながる可能性があること、寄付先の活動状況を自ら確認しながら支援できることなどの利点があります。一方で、老後の生活資金を十分に確保したうえで寄付額を検討する必要があり、ご家族への承継とのバランスについて事前の説明や調整が必要となる場合がある点には注意が必要です。

遺贈寄付については、亡くなった後にまとまった財産を社会貢献に充てられること、一定の公益性が認められる団体等への遺贈寄付については相続税が非課税となる制度が設けられていること、生前の生活資金を減らすことなく、最終的な社会への還元手段として位置付けることができる点がメリットです。一方で、有効な遺言書の作成や場合によっては信託商品の活用などの法的手続きが必要となること、寄付額や寄付先によっては相続税の軽減効果が限定的となる場合があること、ご家族への相続分との調整が求められることなどを事前に踏まえておく必要があります。

3.遺贈寄付を行う際の準備

(1)資産状況と寄付の方針整理

遺贈寄付をご検討される場合には、預貯金、金融商品、不動産等の保有資産の状況を把握いただき、ご家族への相続分と、寄付に充てることを想定される金額・資産の種類を整理することが必要です。併せて、寄付の方針について可能な範囲でご家族へ事前に説明しておくことで、相続発生後の誤解やトラブルの防止につながります。



(2)遺言書の作成と遺言執行者の指定

遺贈寄付を確実に実行するためには、遺言書の作成が有効です。特に、公証人が作成する公正証書遺言は、形式面の信頼性が高く、寄付先や寄付額、対象財産を明確に定めるうえで適した方法といえます。

併せて、遺言の内容を実際に実行する遺言執行者を指定しておくことも重要です。遺言執行者は、遺言に基づく財産の分配・名義変更、寄付先への手続き、相続人との調整などを行います。信頼できる親族、弁護士等の専門家、金融機関などを指定することで、寄付を含む遺言の内容が円滑に履行されることが期待できます。

4.おわりに

寄付は、お客さまのご資産を社会や次世代へどのように引き継ぐかを考えるうえで、重要な手段の一つです。

寄付のご検討にあたっては、税制・相続・遺言・信託など、さまざまな要素が関係いたしますので、できるだけお早めにご相談いただくことをおすすめいたします。

寄付を含む資産承継や遺言信託等のご利用をご検討の際には、ぜひ当行までお気軽にご相談ください。

